

特定中小企業者及び特例中小企業者に係る信用保険の特例について

令和6年4月1日現在

1 特定中小企業者・特例中小企業者

「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項各号のいずれかに該当し、本社所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方をいいます。また、「特例中小企業」とは、保険法第2条第6項に該当し、本社所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方をいいます。

2 信用保険の特例

特定中小企業者及び特例中小企業者が信用保証協会の保証を受ける際は、下記のとおり特別保証制度が適用されます。

特別保証制度	
特定中小企業者	経営安定関連保証（セーフティネット保証）
特例中小企業者	危機関連保証

特別保証制度は、保証限度額の別枠措置や保証料率の軽減措置がなされるほか、道の経営環境変化対応貸付（認定企業）等の特定の資金メニューを利用する場合には、北海道信用保証協会の保証料引下げ措置により、さらに保証料が軽減されます。

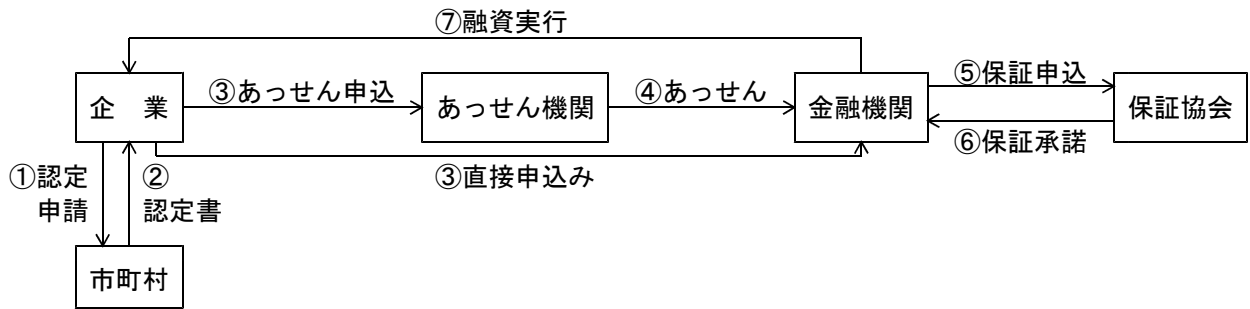
●保証限度額の別枠措置

	一般保証	+	セーフティネット保証	+	特例中小企業者保証	=	合計
普通保証	2億円		2億円 (6号は3億円)		2億円 (6号は3億円)		6億円 (6号は8億円)
無担保保証	8千万円		8千万円		8千万円		2億4千万円
特別小口保険適用の保証	2千万円		2千万円		2千万円		6千万円

●保証料率の軽減措置

	一般保証	セーフティネット保証		危機関連保証	
		責任共有対象外の場合	責任共有対象の場合	責任共有対象外の場合	責任共有対象の場合
普通保証	0.45%~1.9%	0.88%	0.88%	0.80%	0.80%
無担保保証	0.45%~1.9%	0.86%	0.86%	0.80%	0.80%
特別小口保険適用の保証	0.72%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%
		保証協会の保証料引下げ措置後		保証協会の保証料引下げ措置後	
		0.70%		0.70%	
		0.68%		0.68%	
		0.48%		0.48%	
		(経営環境変化対応貸付等を利用する場合)		(経営環境変化対応貸付等を利用する場合)	
		0.60%		0.60%	
		0.58%		0.58%	
		0.41%		0.41%	
		(経営環境変化対応貸付等を利用する場合)		(経営環境変化対応貸付等を利用する場合)	
		0.70%		0.70%	
		0.68%		0.68%	
		0.48%		0.48%	

3 手続きの進め方（道の経営環境変化対応貸付（認定企業）を利用する場合の手続方法）



4 中小企業信用保険法の規定に基づく「特定中小企業者」の認定について

中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項に規定する「特定中小企業者」は、原則として次の基準に基づき、市町村長が認定を行います。

(1) 保険法第2条第5項第1号（再生手続開始申立等）

再生手続開始、破産、更正手続開始などの事由により経済産業大臣が指定した「再生手続開始申立等事業者」に対する売掛金等の債権回収が困難なため、経営の安定に支障が生じている中小企業者が対象となる。

〔認定基準〕

次のいずれかに該当すること。

- ① 再生手続開始申立等事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有していること。
- ② 再生手続開始申立等事業者に対し、50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者に対する取引依存度が20%以上であること。

(2) 保険法第2条第5項第2号（事業活動の制限）

事業活動を制限しているものとして経済産業大臣が指定した「指定事業者」と、直接又は間接的に取引をしていることや、事業活動の制限に伴って経済産業大臣が指定した地域内に事業所を有していることによって、経営の安定に支障が生じている中小企業者が対象となる。

〔認定基準〕

① 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 指定事業者との取引依存度が20%以上であり、原則として指定後1か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少する見込みのもの。
- (ロ) 指定事業者とは直接的な取引関係はないが、指定事業者関連の取引依存度が20%以上であり、原則として指定後1か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少する見込みのもの。
- (ハ) 指定地域内において1年以上継続して事業を行っており、原則として指定後1か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少する見込みのもの。

※ ただし、上記の（イ）から（ハ）までについて、当面の間、認定要件緩和により「原則として指定後1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少する見込みのもの。」となる。

- ② 指定事業者が金融機関である場合は、金融機関からの総借入残高に占める当該金融機関からの借入金残高割合が20%以上であり、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を生じているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。

(3) 保険法第2条第5項第3号（地域及び業種）

災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生により特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域及び業種に属する中小企業者であり、当該事業に係る取引数量の減少などの事由により、経営の安定に支障が生じているものが対象となる。

〔認定基準〕

次のいずれにも該当すること。

- ① 指定地域内において指定業種に属する事業を1年以上継続して行っていること。

- ② 災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として1か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少する見込みのもの。
- (4) 保険法第2条第5項第4号（地域）
災害その他の突発的に生じた事由であって、その発生により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして経済産業大臣が指定する地域に属する中小企業者であり、当該事業に係る取引数量の減少などの事由により、経営の安定に支障が生じているものが対象となる。
- 〔認定基準〕
次のいずれにも該当すること。
- ① 指定地域内において事業を1年以上継続して行っていること。
 - ② 災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として1か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少する見込みのもの。
- (5) 保険法第2条第5項第5号（業種）
その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少や需要の著しい減少などの事由が生じていることにより、当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、当該事業に係る取引数量の減少などの事由により、経営の安定に支障が生じているものが対象となる。
- 〔認定基準〕
次のいずれかに該当すること。
- ① 最近3か月間の売上高等が、前年同期比で10%以上減少していること。
※ ただし、当面の間、認定要件緩和により「最近3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少していること。」となる。
 - ② 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、価格への転嫁が著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期比で上回っていること。
- (6) 保険法第2条第5項第6号（破綻金融機関等）
破綻した金融機関等と金融取引を行っていたことで、適正かつ健全に事業を営んでいたにもかかわらず金融取引に支障を生じている中小企業者が対象となる。
- 〔認定基準〕
破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を生じているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。
- (7) 保険法第2条第5項第7号（金融取引の調整）
支店の削減等による相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っているものとして経済産業大臣の指定を受けた金融機関（指定金融機関）と金融取引を行っている中小企業者のうち、指定金融機関からの借入の減少等が生じているため、経営の安定に支障を生じていると認められるものが対象となる。
- 〔認定基準〕
次のいずれにも該当すること。
- ① 指定金融機関と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であるもの
 - ② 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少しているもの
 - ③ 金融機関からの総借入金残高が前年同期比で減少しているもの
- (8) 保険法第2条第5項第8号（金融機関の貸付債権の譲渡）
金融機関が株式会社整理回収機構（RCC）又は株式会社産業再生機構に貸付債権を譲渡したことにより借入の減少等が生じているため、経営の安定に支障を生じている中小企業者のうち、その事業の再生が可能と認められるものが対象となる。
- 〔認定基準〕
次のいずれにも該当すること。
- ① 金融機関からRCC又は株式会社産業再生機構に貸付債権を譲渡されたこと
 - ② 直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること
 - ③ 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること
 - ④ RCCに対する債務の返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法第2条第3項に規定する支援決定を受けていること

5 保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」の認定について

保険法第2条第6項に規定する「特例中小企業者」は、原則として、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことにより、中小企業者が著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認めた場合、その認めた日以降に次の基準に基づき市町村長が認定を行います。

〔認定基準〕

経済産業大臣が認める認定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少する見込みのもの。